

タイにおける知的財産権と侵害対策

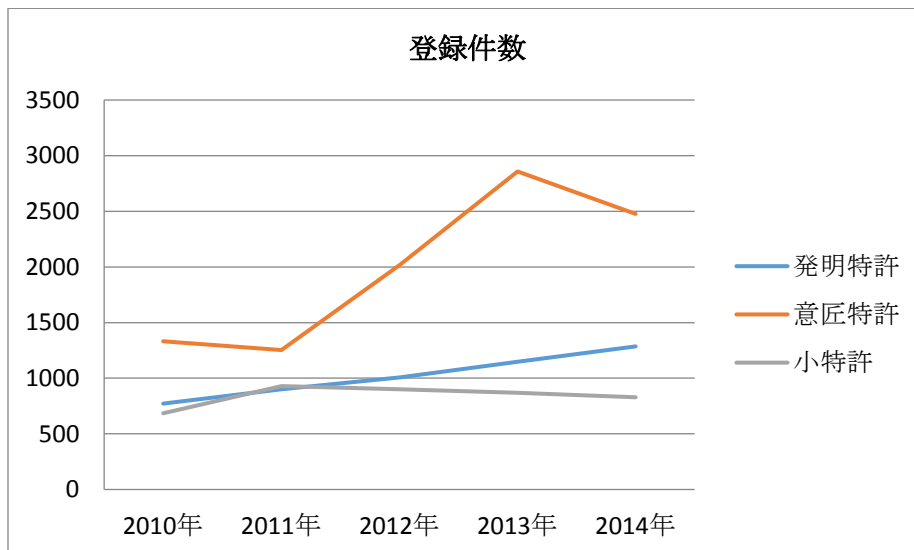
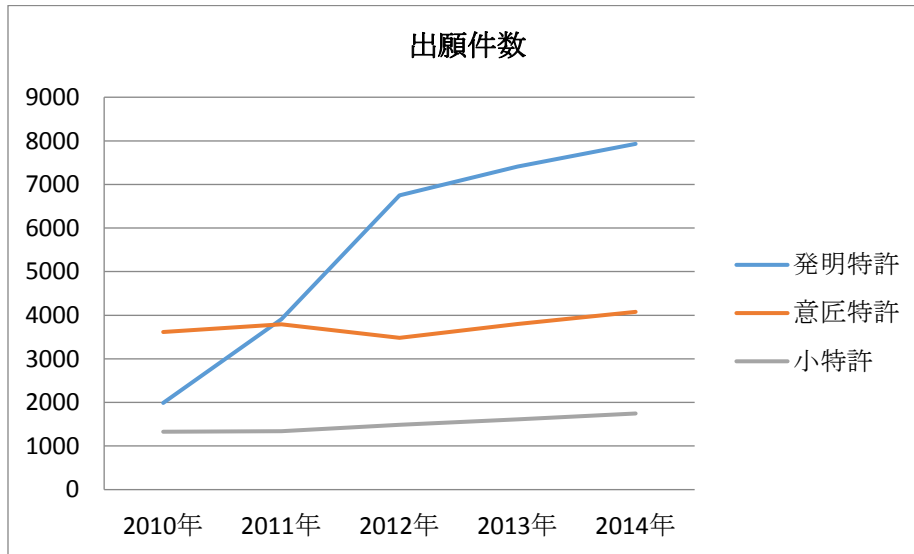
2016年1月

S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

1. タイにおける知的財産登録出願と審査状況

(1) 特許（発明特許、意匠特許、小特許）

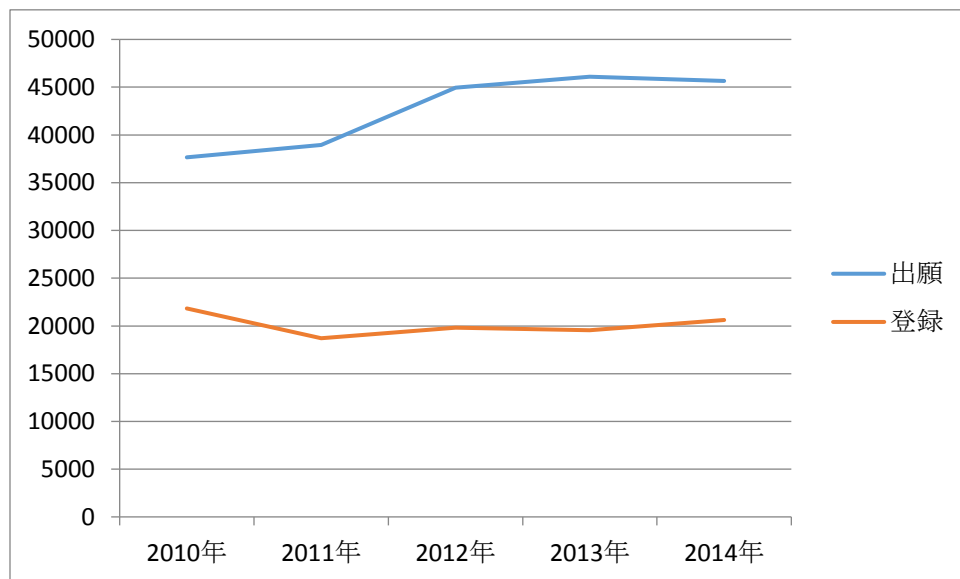
2009年12月の特許協力条約（Patent Cooperation Treaty, PCT）加盟後、2010年の発明特許の出願件数は前年の約3分の1に減少したが、その後増加を続け、2014年の発明特許、意匠特許、小特許の出願件数はそれぞれ7,930件、4,077件、1,746件となり、うち日本出願人による発明特許、意匠特許の出願件数は3,230件（41%）、571件（14%）であった。また同年の発明特許、意匠特許、小特許の登録件数はそれぞれ1,286件、2,477件、828件で、うち日本出願人による発明特許、意匠特許の登録件数は718件（56%）、524件（21%）であった。（注釈：日本出願人による小特許出願及び登録件数の統計は公表されていない。）



審査期間について各権利種別から分野毎にランダムに10~20件取り上げて出願から登録までの平均所要年数をJETROバンコクで調査したところ、発明特許の場合は出願から約12~13年要しており、特に医薬品関連の出願は平均14.46年かかっていた。特に公開を経て他国の最終審査結果報告書を提出し（特許法第27条）、最終補正から登録に至るまでに4~5年かかっていた。意匠特許の場合、出願から登録までの平均所要期間は5.37年、小特許は化学系分野の場合3.61年であった。

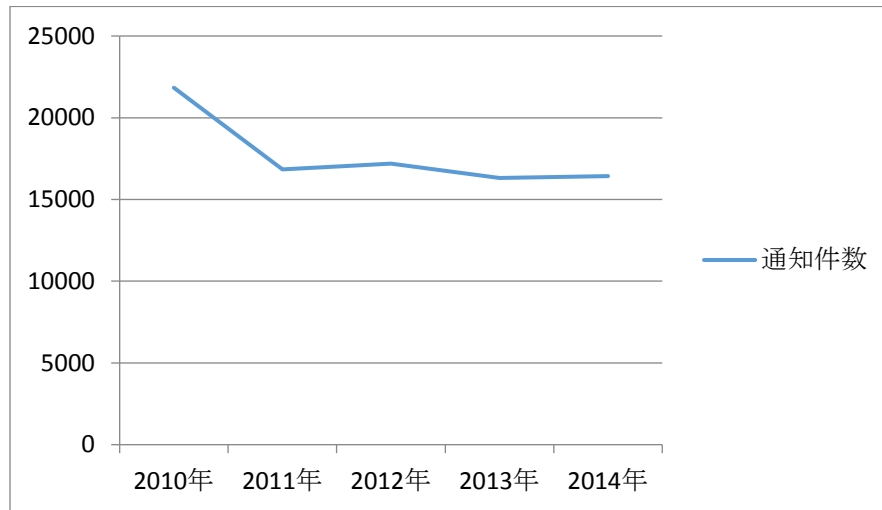
(2) 商標

2014年の出願件数は45,661件で、そのうち日本出願人による出願は3,553件（7.8%）であった。また同年の登録件数は20,617件で、そのうち外国籍の出願人による登録は9,130件（44%）であった（注釈：日本出願人による登録件数の統計は公表されていない）。最近の審査では、庁通知が出されずに登録に至った場合、出願から1年半程で登録されている。庁通知が出されて応答手続きや審判請求手続きが発生すると、登録までに2~3年かかるケースもある。



(3) 著作権

特許、商標のような登録手続きの必要は無く、著作物が創造された時点で保護がなされるが、知的財産局に著作権を通知することができる。通知後、約 2~3 日後に通知証明書が発行され、登録番号が付与される。2014 年の著作権通知件数は 16,423 件で、音楽著作物が最も多く 6,806 件、以降、美術著作物 5,658 件、文学著作物 2,659 件と続いている。



2. タイにおける侵害対策

(1) 関連法

侵害対策の関連法令は以下の通りである。最近の動きとしては、2015年に著作権法が改正され、保護対象として権利管理情報及び技術的手段が追加され、映画館での盗撮禁止、サービスプロバイダーの責務と権限が明確化された。また、商標法は現在マドリッドプロトコル加盟に向けた改正法案が国民立法議会において審議中で、今年中には官報への告示を経て発効される予定である。さらに特許法は現在、工業意匠の国際登録に関するハーグ協定及びTRIPs協定改定議定書（ドーハ宣言）に順応した改正をすべく、関係機関と検討中である。

法令	関連条項
1999年特許法 (対象：発明特許、小特許（実用新案）、意匠)	第36条（特許権者の権利） 第77条（特許権者への救済措置） 第85、86条（罰則）
2000年商標法	第44条（商標権者の権利） 第116条（商標権者への救済措置） 第46条（パッシングオフ） 第107～111条（罰則） 第115条（違法な物品の没収）
2015年著作権法	第32/3, 51/1 63, 64, 65, 68/1条 （著作権者の権利） 第27, 28, 28/1, 29, 30, 31, 53/1, 53/2, 53/4条（侵害の定義） 第69, 69/1, 70, 70/1, 73, 75, 76条（罰則）
刑法	第271～275条
民商法	第420～421条、第448条

(2) 関連機関

侵害行為に対する救済に関わる政府機関は以下の通りである。

1. 商務省知的財産局

(Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce) 略称 DIP

563 Nonthaburi Rd., Bang Krasor, Muang, Nonthaburi 11000, Thailand

Tel: +66-2-547-4621~25 Hotline 1368

Fax: +66-2-547-4691

URL: <http://www.ipthailand.go.th/en/>

・知的財産侵害防止及び鎮圧部

(Office of Prevention and Suppression of Intellectual Property Rights Violation)

Tel : +66-2-547-4701~4703

知的財産侵害防止及び鎮圧部では知的財産関連の侵害に関して随時相談を受け付けている。後述する経済警察や知的財産及び国際取引中央裁判所等とも連携を取っている。

2. 税関（検査及び鎮圧局）

(Investigation and Suppression Bureau, Customs Department)

1 Sunthornkosa Road, Klong Toey, Bangkok, 10110 Thailand

Tel: +66-2-667-7676, +66-2-240-2567 Fax: +66-2-249-0445

URL: <http://www.iprcustoms.com/>

<http://www.customs.go.th/wps/wcm/connect/CustEn/Home/HomeWelCome>

上記の部署に対して商標／著作権保護申請を行うことができる。税関で侵害の疑いのある貨物を一時止め、税関係員・権利者側で商品を真贋判定し侵害品であると確認した場合、商品は開放されずに処分される。手続きの詳細は以下で述べる。

3. 経済警察

(Economic and Cyber Crime Division) 略称 ECD

North Sathorn, Silom, Bangrak Bangkok, 10500, Thailand

Tel: +66-2-234-1068

URL: <http://www.ecdpolice.com/index.php>

知的財産を含む経済犯罪に対応するために設立された警察庁傘下の機関。

資料協力 [S&I International Bangkok Office Co.,Ltd.](#) (タイ)

4. 法務省特別捜査局

(Department of Special Investigation, Ministry of Justice) 略称 DSI

128 Jangwattana Road, Tung song hong, Luksi District, Bangkok 10210, Thailand

Tel/Fax: +66-2-831-9888

URL: <https://www.dsi.go.th/>

法務省の傘下に置かれ、特別な技能を持つ専門家らが集まった特別な捜査機関。一般人の公益や道徳に弊害をもたらしたり、国家の安全、国際関係及び財政的経済的システムの安全に関わる刑事的犯罪、国際間にまたがる犯罪、組織化された犯罪や被害額が大きい知的財産事件などを扱う。

5. 知的財産及び国際取引中央裁判所

(Central Intellectual Property and International Trade Court) 略称 CIPITC

The Government Complex, Building A, 5-7 Floors, Laksi District

URL: <http://www.ipitc.coj.go.th/>

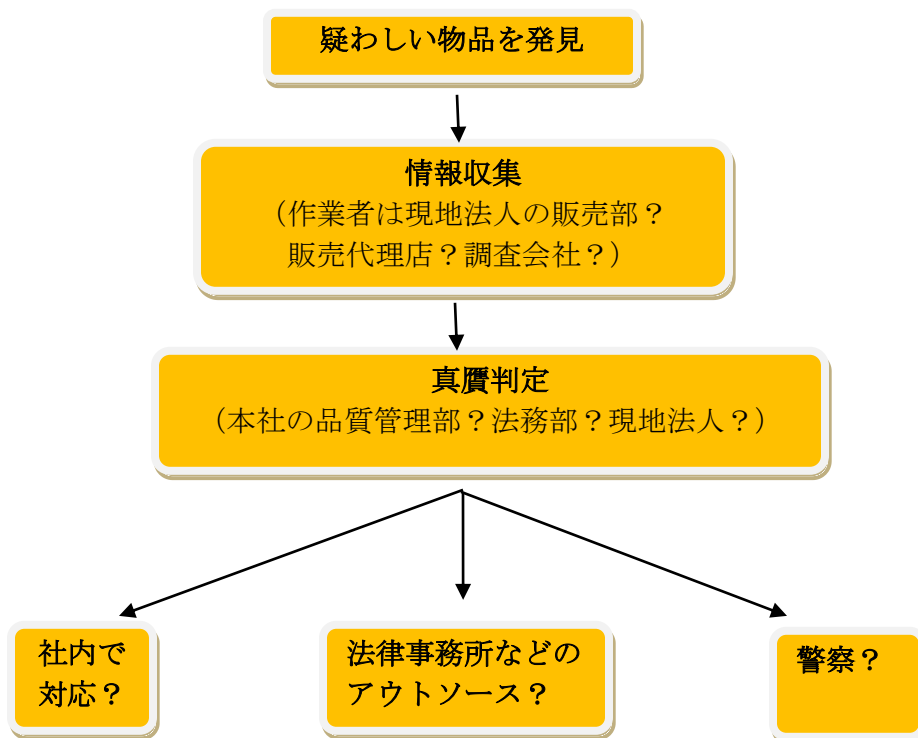
1996年知的財産及び国際取引裁判所設置法により1997年に設立された中央裁判所で、知的財産及び国際取引に関する民事及び刑事事件を管轄している。知的財産事件の場合、同裁判所と最高裁判所の二審制を取っている。

(3) リスクマネジメント体制の確立

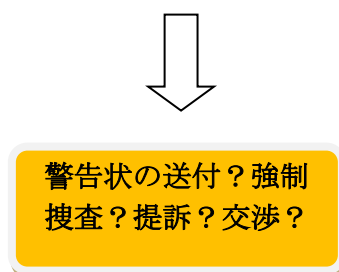
タイのローカルのマーケットでは知的財産に関心を持たずに他人の権利から利益を得ている者が多く存在する。その中には明らかに侵害行為と分かる場合もあれば、消費者にも模倣品を購入したことが気づかれない程に質の高い商品を提供する者もいる。自社の知的財産権が侵害されていることを知るきっかけとして、例えば下記が考えられる。

- ・現地法人のセールス担当や販売代理店からの情報
- ・偽造品と知らずに商品を購入した消費者からのクレーム
- ・売上げの減少
- ・偽造品の疑いのある貨物が発見されたとする税関からの通知

侵害が疑わしい物品を発見、又は情報を得た場合に備え、事前に企業内で対処方法をマニュアル化し、リスクマネジメント体制を整えておくことにより、実際の現場で迅速に対処することが非常に大切である。



*侵害が認められた場合、その後の対応者は事件の程度によって検討する。



なおタイでは日本と違い、直接侵害と間接侵害の区別が無いことを留意したい。従って、間接侵害物を損害賠償請求や強制捜査の対象とする場合、事前に関係組織と検討する必要がある。

(例)

直接侵害	間接侵害
金型製造装置	金型
化学品	化学品を製造するための中間体

自社の権利侵害に対する対応も大切だが、逆に、自社が他人の権利を侵害しないよう注意を払うことも必要である。例えばインターネットで入手した画像を使用することは著作権又は商標権侵害にあたる可能性があるため、使用する場合は必ず権利所有者から許可を得る、又はそれ

が公共物であることを確認することが重要だ。さらに、自社の行為が侵害行為にならないよう他人の権利範囲を把握することが必要になる。

(4) 侵害への対応

タイの法律は知的財産権の所有者に強い保護を与えており、まず企業は、自社の知的財産を保護するためにタイで知的財産権を登録しておくことが重要である。本項では登録した知的財産権への侵害行為に対して講じうる対応を紹介する。

a) 水際措置

権利者は税関に対して知的財産の保護を事前に申請することができる（保護申請の対象は商標と著作権のみ。特許と意匠は対象となっていない）。申請によって税関は侵害の疑いのある輸入貨物の開放を差し止める権限を持ち、規定する期限内に権利者が侵害品と宣誓した場合には、貨物は没収、破壊される。商標権の場合、税関は知的財産局（DIP）との協力により開発された商標のデータベースを利用しており、税関係官は権利者側からの申請がなくても知的財産権を侵害している疑いのある貨物の開放を差し止める権限を持つが、権利者側から申請することにより実務が効率化する。以下、商標権の保護申請手続について説明する。なお、1987年商務省告示により、タイ国外の登録商標でも手続きを行うことができる。

【関連法規則】

タイ王国輸出入法 1979年（仏暦 2522年）（第5条、第16条、第20条）

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987年（仏暦 2530年）

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第94集）1993年（仏暦 2536年）

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第95集）1993年（仏暦 2536年）

タイ王国への輸出入に関する商務省告示（第96集）1993年（仏暦 2536年）

タイ王国税関局法 1926年（仏暦 2469年）（第40条、第45条、第27条及び第7条の2）

タイ税関局一般指導第2号 1988年（仏暦 2531年、追加税関規則 1987年）

タイ税関局一般指導第27号 1993年（仏暦 2536年、他人の著作権侵害物品についての実施規則）

タイ税関局告示第28号 1993年（仏暦 2536年、他人の著作権侵害物品についての実施規則）

タイ国特許法 1979年（仏暦 2522年）（第36条）

タイ国商標法 1991年（仏暦 2534年）第110条

タイ国著作権法 1994年（仏暦 2537年）第31条、第70条、第75条

【必要書類（権利者側）】

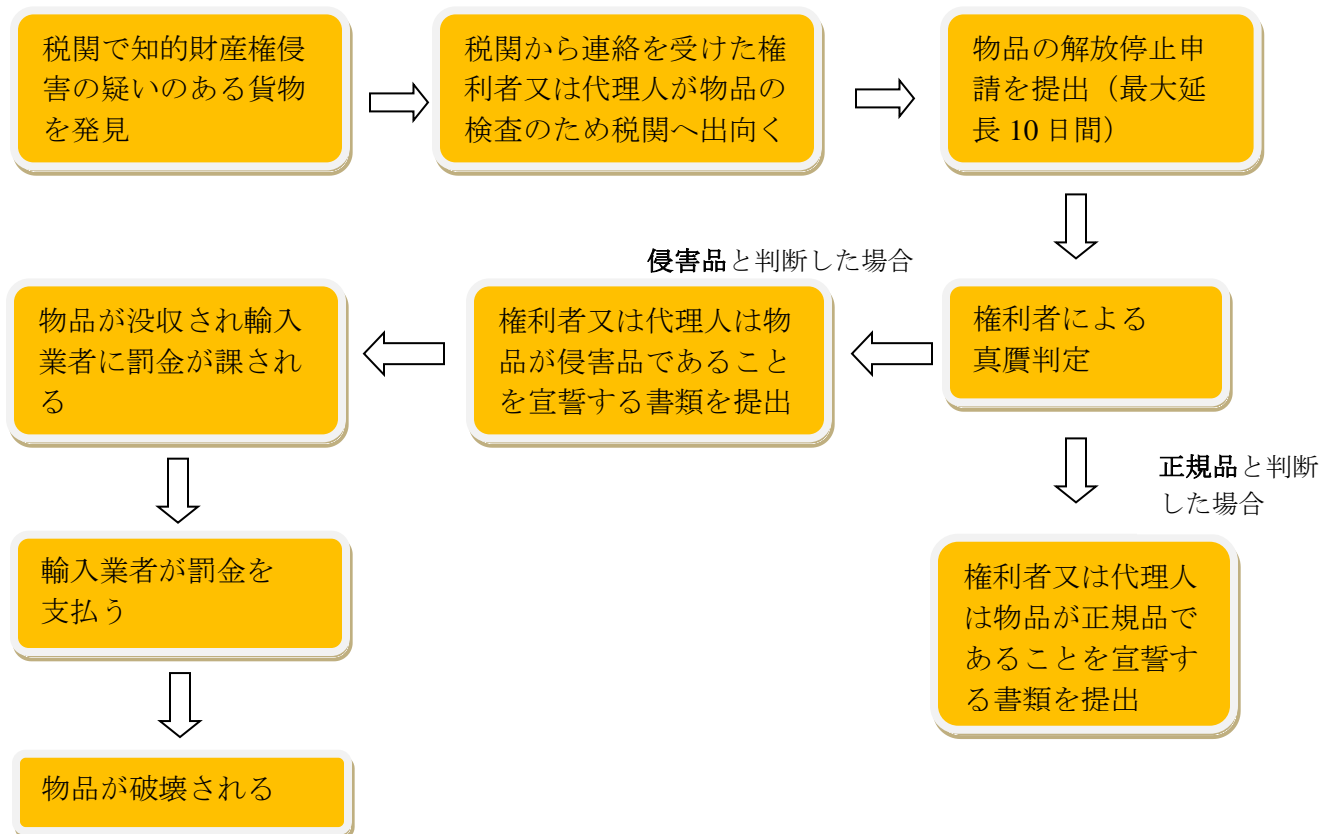
1. 保護申請書
2. 商標登録証明書
3. 申請を代行する現地代理人に対する委任状
4. 権利者の会社登記簿謄本（発行から6ヶ月以内のもの）
5. 補償責任引き受け書
（輸入貨物の差し止めによって生じた損害に対して、申請した権利者が責任を負うことを承認）
6. 商標見本
（注釈）
＊書類3、4、5が外国で作成された場合、その国の公証役場又はタイ大使館／領事館による認証手続が必要。

【申請先】

税関 検査及び鎮圧局(Investigation and Suppression Bureau, Customs Department)又は商務省知的財産局 知的財産侵害防止及び鎮圧部(Office of Prevention and Suppression of Intellectual Property Rights Violation)へ必要書類を提出する。知的財産局に提出した場合、申請書その他は税関の検査及び鎮圧局に送られる。申請後は内部のデータベースに記録され、その情報はタイ全国の税関支局（別紙1ページ）で閲覧ができる。

【水際取締りの流れ】

税関で知的財産権の疑いのある貨物が発見された場合、税関係官は税関のデータベース又は知的財産局へ問い合わせ確認した権利者又は代理人に電話、ファックス等の手段で遅延なくその旨を通知する。連絡を受けた権利者又は代理人は物品を検査し、物品の解放停止申請書を提出する。通関停止期限に関する規定はないが、実務上 TRIPs 協定第 55 条に基づいて差し止めを行うため、解放停止申請から最大 10 営業日以内となる。侵害品と確認された場合にはその旨を宣誓する書類を権利者又は代理人が税関に提出し、物品は没収される。税関や警察で没収された物品は、年に 1、2 回商務省主催で開かれるイベントで破壊される。（税関による取締実績統計…別紙 2、3 ページ）



*実際の現場では、侵害の疑いのある物品を発見した税関係官からの連絡を受けた権利者又は代理人は、税関係官から提供される物品の写真をもとに真贋判定を行い、侵害品と判断された場合には係官が指定する期日（連絡を受けた当日か、約 1～2 日以内）までに解放停止申請書及び侵害品と宣誓する書類を同時に提出する形が取られることがよくある。税関係官から侵害発見の連絡を受けた時点で物品の総数や輸入業者の詳細を把握することは難しい。また、事前に保護申請がなされていない場合も、税関係官の職権（TRIPs 協定第 58 条）で侵害品が押収される場合もかなり多くある。解放申請書には、解放停止によって発生するあらゆる損害を申請人が補償するとする文言が含まれている。

なお、著作権の取締りも商標権と同様の流れで進められる。著作権の場合、権利者側は侵害の疑いのある貨物に関して税関係官から通知を受けてから 24 時間以内に検査を行い、侵害と確認された場合には、分かった時点から 24 時間以内に税関係官に通知しなければならない（税関局一般指導第 27 号 1993 年及び税関局告示第 28 号 1993 年）。

b) 新聞への注意広告の掲載

権利者は、一般市民に対して自身が真正な所有者であることを通知、侵害行為に対する対抗意思を表示、又は侵害品の不買を喚起する目的で、一般紙に広告を掲載することができる。対象となる消費者層や商品などの状況から、掲載する新聞社、言語（タイ語、英語等）を検討する。広告には登録番号・商標イメージ・商品の写真・権利者名など権利情報、正規品を取り扱う販売代理店、正規品を見分ける際に注目すべき箇所、消費者からの問い合わせを受ける窓口などを掲載することが望ましい。（掲載例：別紙4、5ページ）

c) 調査

・ 調査実施において

自社製品の侵害品が見つかった場合、まずどのように自社の権利を侵害しているか確認する必要がある（商標権の場合、登録した指定商品の範囲内にその侵害品の商品が含まれているか、商標権は有効であるか、等）。そして侵害行為の状況を確認するために製造者から消費者に至る商品の供給ルートにおいて調査を実施し、侵害品の出所となる販売・製造者を特定する。このとき、侵害行為を行う者に気づかれ証拠を隠滅されることを防ぐため、専門の調査会社に依頼することが望ましい。市場調査の他、インターネット調査も同時に実施する。また現地法人のセールス担当や販売代理店などがある場合、調査エリアを選択する際などに現場から得られる情報は非常に有用であるため、日頃から現地と連絡を取りやすい環境を整えておくことが大切である。また、それぞれの特徴と真贋判断のポイント（外形、色、パッケージ、ラベル、製造場所、販売場所、価格など）を明確にすることで、調査をスムーズに進めることができる。

また、調査は侵害品の出所を特定するだけでなく、証拠を入手することが非常に重要であり、警告書の送付や提訴などで侵害者に対抗する上で侵害の事実を証拠付けることができる。

・ 対抗の対象となる違反者とその方法の決定

調査で特定した違反者に対して講じる対応を検討する。（特に中小企業の場合、知的財産保護に投じる予算には限りがあるため、侵害品を扱う全ての違反者を対象とするのではなく、例えばその違反者の侵害行為によって売り上げやブランドイメージの面でどれほどの被害を被っているのか、自社の販売代理店近くで侵害品を提供する店舗のみを対象とするのか、周囲への警告を兼ねて発見された箇所から順に対応するのかなど、対抗の対象とする基準を明確にしておく。一般的に、消費者の健康・安全に関わる医薬品、食品、自動車部品等を提供する企業には侵害行為への積極的な対応が見られる。

対抗措置の方法を検討するにあたって、その違反者の素性を知っておく必要がある。相手が企業であれば登記内容やバランスシートから事業規模、経営者の構成、株主などを確認しておく。なお、会社登記簿謄本及びバランスシートはタイ商務省事業開発局(Department of Business

Development, Ministry of Commerce)¹で即日取り寄せることができる。そして調査で得られた情報と違反者の素性から、相手側に警告をするのか、強制捜査をするのか、相手は警告を聞き入れそうか、警戒するか、相手と交渉をして損害賠償を請求するか、自社の正規代理店や顧客として受け入れる等検討した上で、対応方法を決定する。

d) 警告書の送付

調査によって侵害品の製造者・販売者を特定後、訴訟の前に製造や販売を停止させるため警告書を送付する方法がよく取られている。場合によっては提訴や調停をせずに相手に侵害行為を止めさせることができる可能性があり、費用をより抑えることができる。警告書に記載する内容（例）は以下の通りである。

- ・ 自社がその製品、商標の真正な権利者であること（タイの出願番号、登録番号を明記）。
- ・ 相手側の行為はタイの法律に基づく違反行為であること。
- ・ 侵害品の販売、製造行為を中止すること。
- ・ 侵害品を掲載したウェブサイト、カタログ、広告から侵害品を削除すること。
- ・ 侵害品の販売、製造行為を中止しない場合、法的措置を講じる意向があること。
（対応期限を指定しておく）

侵害者に警告を行いたいが、タイでは侵害された知的財産権が未出願の場合、通知手続きから数日で通知証明書が発行される著作権を根拠とするのも1つの方法である。

e) 訴訟²

【民事訴訟】

民事的救済の性質:

タイでは、実際の損害に対する一般的条項を定めている。原告は、損害額についての証明義務を有している。タイは法定の損害制度を採用している。原告は実際の損害額を得ることが出来るが、現在のタイの法律で利益高を請求することは難しい。

著作権法(第76条)によれば、裁判所の判決例に準じて科された罰金の二分の一は、著作権者もしくは実演家の権利者に対して支払われなければならない。しかし、その支払いは、著作権者もしくは実演家権者らが、著作権者もしくは実演家権者が受け取った上記の罰金額を超えた金額の損害賠償を求める権利を妨げるものではない。

一般的に、知的財産侵害の民事的救済は、実際の損害額の賠償である。原告は実際の損害を回復できるが、タイの法のもとでその利益高や懲罰的損害賠償を請求するのは困難である。しか

¹ http://www.dbd.go.th/dbdweb_en/main.php?filename=index

² ジェトロ 模倣対策マニュアル（タイ編）

<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/thailand1.pdf>

資料協力 [S&I International Bangkok Office Co.,Ltd.](#)（タイ）

しながら、最近の裁判所判決（著作権侵害事件）によると、TRIPs 協定で要求されている「適当な賠償」が強調されており、結果として、より重要な損害額が請求されている。

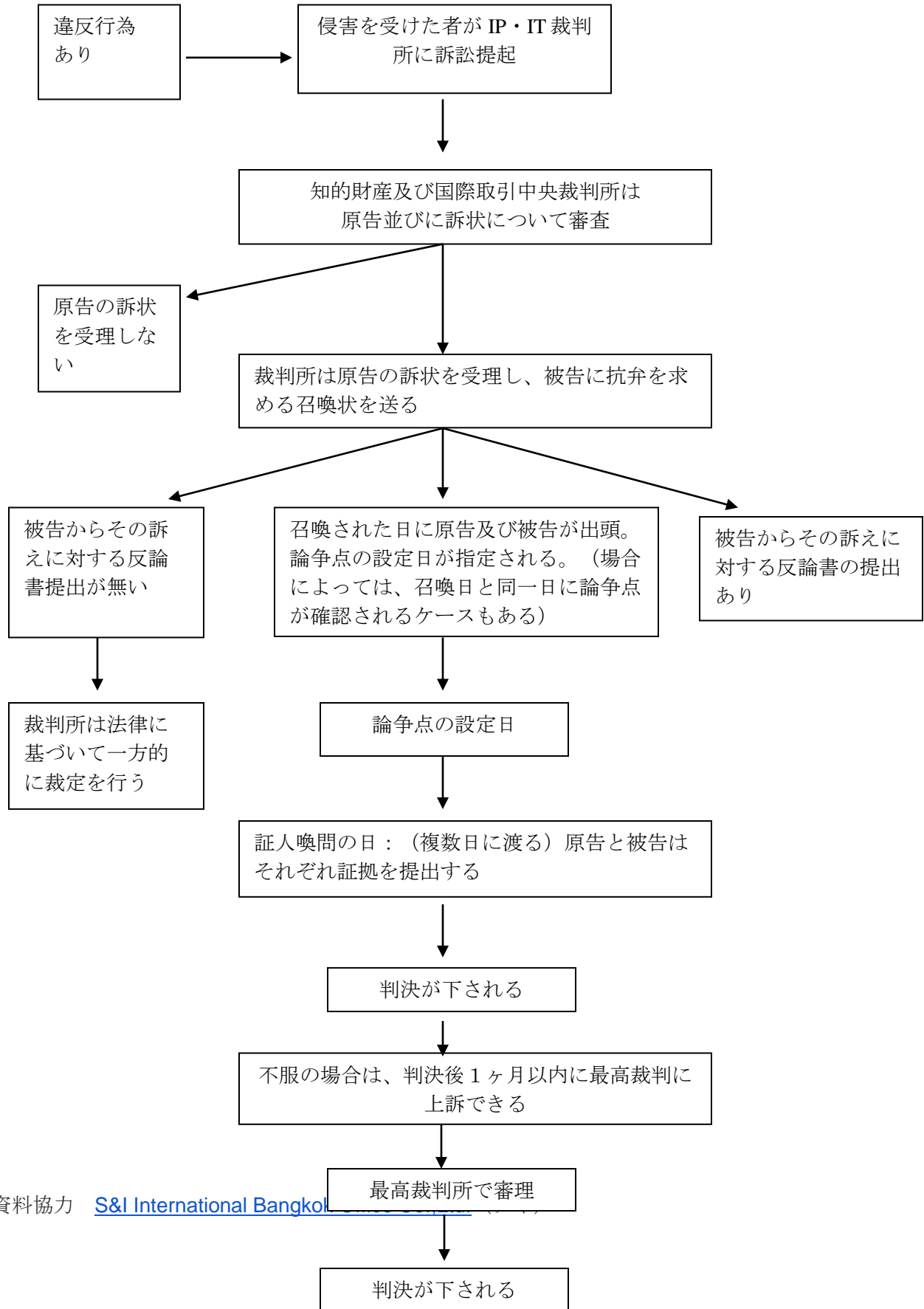
損害は権利者が被った損失、もしくはその損害によって侵害者が得た利益に基づいている。もしそのどちらかを決定することが困難な場合、その損害は、必要に応じてライセンス実施料をもとに計算されなければならない。裁判所は、権利者の要求に従って、侵害調査費用や侵害を止めさせるための費用、代理人費用のすべてもしくはその一部の費用、といった適当な費用を、支給すべき損害額として組み入れることができる。

特許登録済みの製品を業として使用もしくは販売した者は、もしその者が法的な手段により製品を取得したということを証明することが出来る場合には、特許権者に対して損害を支払う責任は無い。

また、外国からの証拠については、如何なる書類であれ、タイ大使館もしくは領事館にて公証手続き及び認証手続きが必要である。また、外国語で書かれた如何なる文書書類もタイ語に翻訳されなければならない。

* 特許及び商標関連の民事事件統計（2014年～2015年8月31日まで）・・・別紙6ページ

(民事訴訟フローチャート)



【刑事訴訟】

[刑事事件の流れについて]

告訴を提起することの出来る者：

現在のタイの法律では、正規の知的財産権利者のみが侵害行為に対する法的アクションを起こすことが出来る。主な流通業者もしくは副流通業者も、たとえ独占的若しくは非独占的であったとしても、法的アクションを起こすことは出来ないが、もしその流通業者もしくは副流通業者らが委任状により知的財産権者から権限を委任されていた場合は除く。

告訴状の提出先：

侵害者に対して刑事訴訟の提起を求める知的財産権者は、以下の機関のいずれかに告訴状を提出することが出来る。

- (1) IP・IT 裁判所、もしくは
- (2) IP Enforcement を扱っている管轄の警察機関、例えば ECOTEC, DSI, もしくは地元の警察署

知的財産権者が IP・IT 裁判所に直接告訴を行った場合、その者は侵害者に対する証拠をすべて自分で集めなければならない。さらに、裁判所がその案件を受理する前に、その者は裁判所に侵害者とその違反行為を行っているということを十分に実証しているという罪状を確立しなければならない。

告訴状が一旦提出されると、知的財産権者は、事前聴取の際に侵害に罪状があることを署名しなければならない。その際に、侵害者は侵害を防御する機会を与えられる。従って殆どの場合、侵害を受けた者が直接 IP・IT 裁判所に告訴をすることはあまり実用的ではない。

タイでは、殆どの知的財産権者は、警察機関（経済警察(ECD)、法務省特別捜査局 (DSI)) に対して刑事上の告発を行っている。それは何故かと言うと、より効率的で且コストダウンすることが出来るからである。警察はその案件の証拠集めの責務を負っている。しかし、知的財産権者は警察に対して、侵害の事前証拠を提示しなければならない。その証拠とは、例えば下記の通りである。

- (1) 侵害品のサンプル
- (2) 真正品のサンプル
- (3) 侵害が行われた場所
- (4) 知的財産権者がその侵害を受けた知的財産権の独占権を有していることを示す書類
 - a. 著作権の場合：著作権が最初に公開されたことを示す書類、もしくは DIP により証明された著作権の記録
 - b. 商標の場合：商標登録証書
 - c. 特許の場合：タイでの特許登録証書。明細書、クレーム
- (5) 委任状の原本
- (6) その他

資料協力 [S&I International Bangkok Office Co.,Ltd.](#) (タイ)

〔捜査及び取り締まり〕

警察機関がその違反について一応真実であるとみなされるような事実を認めた場合（*prima facie*）、警察は裁判所に捜査令状を発行するよう要求する。もし捜査令状が発行された場合、警察は知的財産権者の代理人（例えば弁護士、捜査員など）と共に、侵害者の家屋へ取り締まりを行い、侵害品を押収し、責任者を逮捕する。（これは取り締まりのときである）

捜索及び押収が行われた後、警察は関係者（当事者）全員からの供述書を取り、さらなる証拠を集める。違反者の訴追を具申すべく、検察官への具申案を準備する。

取り締まりの効率を図るため、知的財産権者は、機関の要請に従って、補充証拠を提供する。さらに知的財産権者は、必要に応じて代理人に侵害品の特定を指示したり、適した者にその侵害品を検査させたりする。

〔警察による告発の有無の決定〕

警察が本件に罪状がある、と判断した場合、警察は裁判所に告訴するよう、検察官に対し告訴状を提出する。

〔裁判での審理（知的財産権者の参加の可能性）〕

知的財産権者は、検察官と共に、共同告訴者として参加することが出来る。共同原告として参加することにより、押収された侵害品が破壊されたか、処分されたかについて、刑事手続きが終了した時点で確認することができる。

〔判決〕

事件が裁判まで進み、侵害者がその罪状を認めた場合、もしくは裁判所により罪状を決定した場合、その侵害品は裁判所に没収され、最終的には破壊される。

〔アントン・ピラー命令〕

刑事告発を行うとき、先ほどの妨害に対処する試みとして、IP・IT裁判所に提起される訴訟に先んじて、失われたり移動され侵害者に隠匿される可能性のある証拠を確保するため、侵害を受けた者は、緊急に証拠を差し押さえるために、IP・IT裁判所に捜査令状（アントンピラー型命令としてよく知られている）を発行するよう、IP・IT裁判所に請願することが出来る。

請願書において、侵害を受けた者は、もし、他者もしくは関係者が事前に気づいたとき、その証拠が破壊、損失、もしくはその他の理由により、後日提出することが出来ないほどに緊急な状況であることを示す事実を供述しなければならない。

資料協力 [S&I International Bangkok Office Co.,Ltd.](#) (タイ)

もし IP・IT 裁判所は、そのような捜査令状の発行を許可する場合、IP・IT 裁判所は、起こる可能性のあるあらゆる損害に対する担保を、IP・IT 裁判所が適当とみなす期間と条件のもとで侵害を受けた者が提供するよう、侵害を受けた者に対して命じなければならない。捜査令状が発行され、IP・IT 裁判所からの取り締まり命令が出された場合、捜査官は、侵害を受けた者又は侵害を受けた者の代理人と共に、目的地の家屋にて捜索を行うことが出来る。

〔侵害の事実証明 (Burden of proof) 〕

原告は、知的財産侵害事件に於いて、侵害の事実証明を行う責任がある。もし何らかの適当な疑いが生じたとき、その疑いから利益を得るのは、告発された側である。その場合には、その犯罪が確かに犯され、かつ告発された者がその犯罪を行ったということを裁判所が完全に満足しない限り、有罪判決が出されることは無い。

〔訴訟の解決の可能性〕

訴訟が提起された後、知的財産権者は違反者とは協議しなくて良い。訴訟は判決に至るまで検察官によって取り仕切られる。裁判所の外での和解は知的財産侵害事案では不可能だが、著作権侵害の場合は例外である。

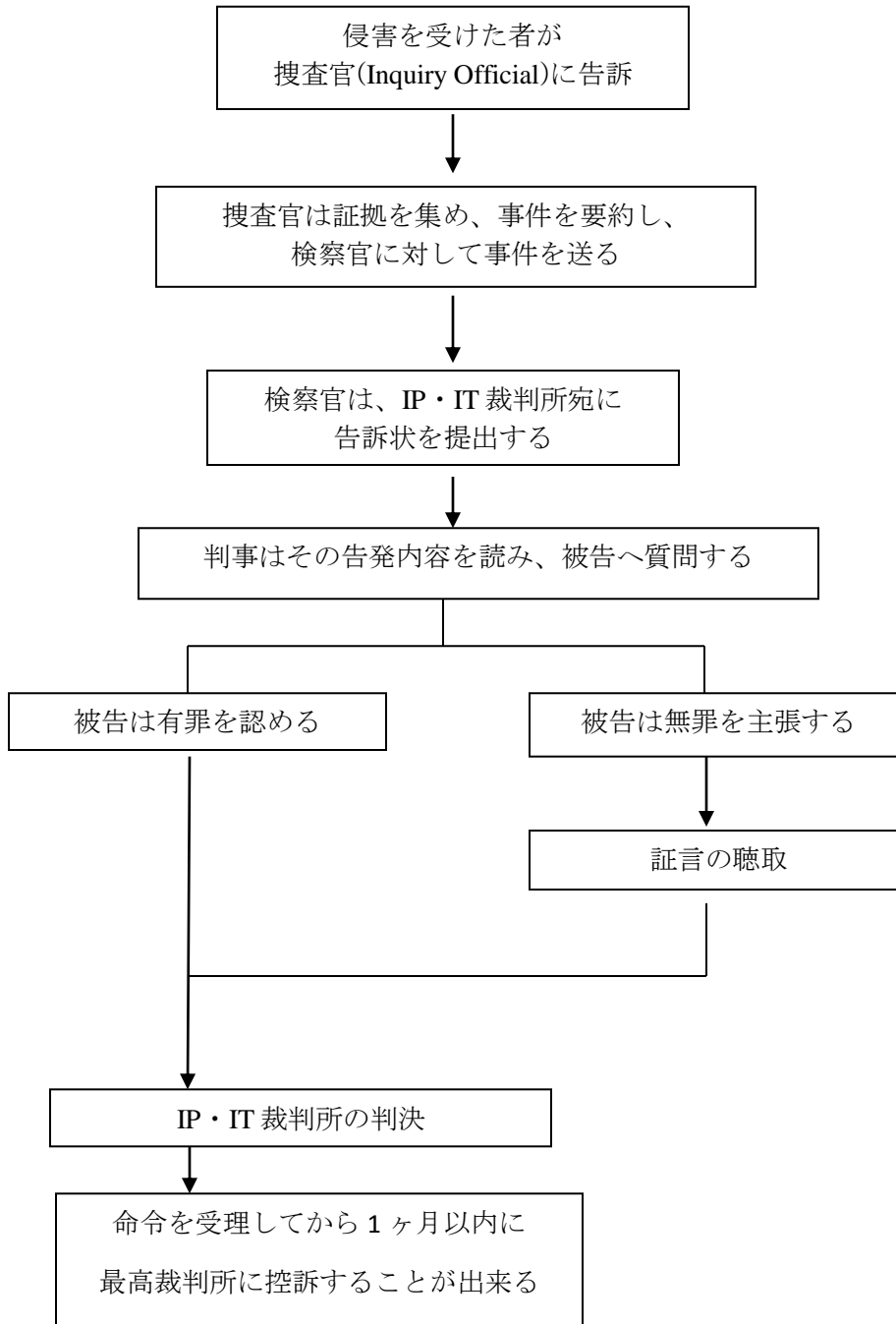
著作権法では、著作権者は告訴を取り下げ、さらに和解することが出来る（著作権法第 66 条）。この場合の和解は、刑事手続き中いつでも行ってよいが、判決が下される前で無ければならない。さらに、IP・IT 裁判所から違反者宛に取り立てられる刑事上の罰金の半額は著作権者に支払われなければならない、と定められている。

〔手続きにかかる時間〕

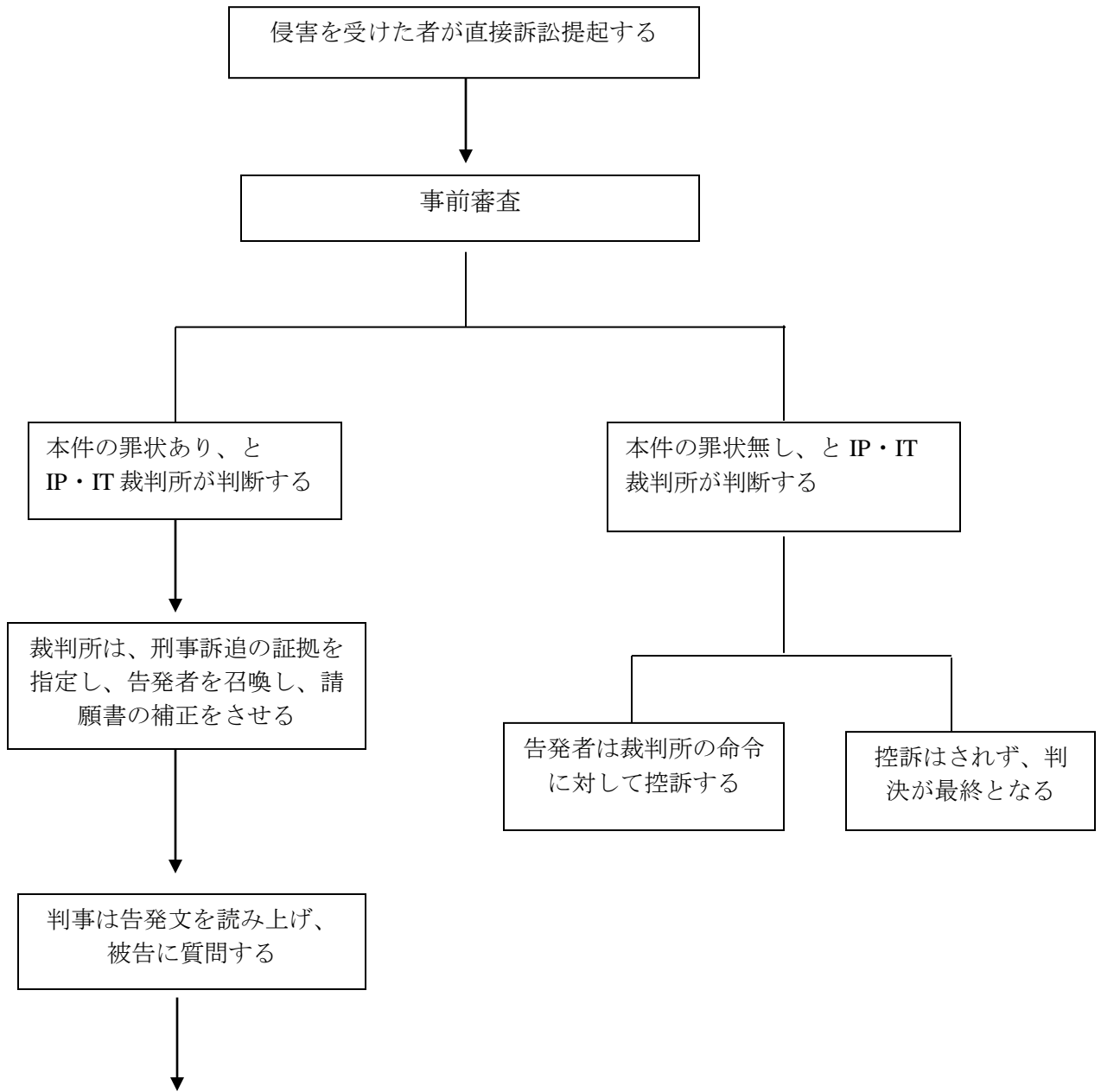
一般的に、違反者が裁判のときに罪状を認める場合を除いて、刑事手続きは IP・IT 裁判所にて 1 年ぐらいかかる。しかし、もし違反者が罪状を認めた場合には、アレインメント（起訴認否手続き）、罪状認否、刑の言い渡しは 1 回の審問にて行われる。

* 特許及び商標関連の刑事事件統計（2014 年～2015 年 8 月 31 日まで）・・・別紙 7 ページ

(刑事訴訟フローチャート①：検察官が訴訟告発者の場合)



(刑事訴訟フローチャート②：侵害を受けた者が告発者の場合)



(その後は、前のフローチャートと同じ。)

3. タイにおける侵害事件の事例

【事例①】 特許侵害

被害者（権利者）	日本大手企業
業種	ガラス製造
侵害された商品	鏡
調査段階	-
警告書の送付の有無	-
裁判段階	自社の鏡の製造方法に関する特許権を侵害したとして、知的財産局及び国際取引中央裁判所に対して米国の多国籍企業（ガラス製造）を民事提訴（これまで同裁判所で扱った特許事件の中でも非常に複雑な事件の1つ）。一方被告は、当該特許権は無効で取り消されるべきと反訴。両当事者からの国際的レベルの専門家による証言を伴った審理の結果、裁判所は当該特許権を無効として被告側の主張を認めた。

【事例②】 意匠侵害

被害者（権利者）	日本大手企業
業種	車
侵害された商品	オートバイ
調査段階	-
警告書の送付の有無	-
裁判段階	-
法的措置と仮差し止め	権利者は法務省特別捜査局（DSI）と協力の下、特許意匠件侵害としてタイ南部のオートバイ工場を強制捜査し、4,000万パーツ（約1.3億円）相当のオートバイ（完成品）1,000台を押収した。

【事例③】 小特許侵害 (2011年)

被害者（権利者）	タイ企業
業種	金属製品の製造
侵害された商品	ベルトのバックル
調査段階	-
警告書の送付の有無	-
裁判段階	原告はタイ国内で長く事業を行う最も競争力のある金属製品の製造業者で、ボルト、ドアノブ、取っ手、ヒンジ、シリンダ錠のようなドア・家具用の金属製品を専門に扱い、OEMサービスも提供する。原告はベルトのバックルについて自社の小特許権侵害として被告を提訴し、一方の被告は、当該バックルは被告のベルトのバックルの構造に係る小特許権（登録番号 605、606）の下製造したと反訴。当該バックルの構造が出願日前に存在していたかどうかとする争点において裁判所は、その出願日前に日本特許番号 3076525 が存在していたことから、被告の小特許番号 605 には新規性が無いとする判決を下した。

【事例④】 商標侵害 (2014年調査・強制捜査、2015年刑事判決)

被害者（権利者）	米国企業
業種	著名商標のアルコール飲料の製造
侵害された商品	ライター、ウィスキー用ヒップフラスク、栓抜き、Tシャツ
調査段階	バンコク市内にあるスクンビットナイトマーケット及びMBKショッピングセンターでの調査の結果、被害者の著名商標を付した模倣品を販売する店舗が数か所特定された。権利者の代理として調査を実施した調査会社が経済警察（ECD）に対して申し立てを行い、前記調査会社の強制捜査コーディネーター同伴のもと警察が4店舗に対して強制捜査を行い、3名を逮捕、1名は逃走した。
警告書の送付の有無	強制捜査前に警告書を送付しなかったが、強制捜査後、当該著名商標の模倣品を販売する店舗が大幅に減少した。強制捜査が他の店舗に対して警告する役目となった。
裁判段階	逮捕された被告らにはそれぞれ以下の刑が科された。 (被告①) 16,000 バーツ（約 52,000 円）の罰金刑が科されたが、自供したため 8,000 バーツ（約 26,000 円）に減刑。押収した商品に対して破壊命令。

	<p>(被告②) 5,000 パーツ (約 16,000 円) の罰金刑が科されたが、自供したため 2,500 パーツ (約 8,000 円) に減刑。押収した商品に対して破壊命令。</p> <p>(被告③) 24,000 パーツ (約 52,000 円) の罰金刑が科されたが、自供したため 8,000 パーツ (約 26,000 円) に減刑。押収した商品に対して破壊命令。</p>
--	---

【事例⑤】 商標侵害 (2014 年調査・強制捜査、2015 年刑事判決)

被害者 (権利者)	米国企業
業種	医薬品
侵害された商品	偽造医薬品
調査段階	タイを拠点としたウェブサイト上で被害者の偽造医薬品が販売されていた。調査会社が消費者になりすまして商品を購入し、張り込みをした結果、偽造医薬品の出所が特定でき、証拠と情報の収集後に前記調査会社が被害者に代わりタイ警察の消費者保護警察部 (the Consumer Protection Police Division) に対して申し立てをし、前記調査会社の強制捜査コーディネーター同伴のもと警察は偽造医薬品を販売する違反者の居住地を強制捜査した。
警告書の送付の有無	-
裁判段階	偽造医薬品は被害者の商標権を侵害していたが、警察は商標侵害より刑罰の重い薬事法を根拠とした未登録医薬品の販売行為として起訴した。裁判所は 2 年の禁固刑と 10,000 パーツ (約 32,000 円) の罰金を科したが、違反者が自供したため 2 年の執行猶予及びの罰金 5,000 パーツ (約 16,000 円) へ減刑された。押収した商品に対しては破壊命令が出された。

【事例⑥】 商標侵害

被害者 (権利者)	タイ企業
業種	電気機器
侵害された商品	溶接棒
調査段階	-
警告書の送付の有無	-
裁判段階	タイ国内の溶接棒製造におけるトップ企業(原告)が、パッシングオフによる侵害を行ったとして被告であるタイ企業を提訴し、最終的に最高裁で勝訴した。原告は全体のパッケージデザインを総合的にカバーするために複数の商標権を主張する防衛戦略を講じ、勝利を勝ち取っ

	た。
--	----

【事例⑦】 著作権侵害（2012年調査・強制捜査、2014年民事提訴、2015年判決）

被害者（権利者）	米国企業
業種	ソフトウェア企業
侵害された商品	非正規エンジニアリングソフトウェア（業務用に使用）
調査段階	調査会社による調査で、ある企業が非正規ソフトウェアを使用している疑いのあることが判明し、被害者側もそのソフトウェアが非正規品であること確認した。被害者を代理して前記調査会社が経済警察（ECD）に対し申し立てを行い、調査で入手した証拠と共に知的財産及び国際取引中央裁判所に対して令状を請求。令状が発行され、調査会社の強制捜査コーディネーター及びコンピュータ技術者が強制捜査実行の任命を受けた。強制捜査によって非正規ソフトウェア使用の証拠を入手した。
警告書の送付の有無	-
裁判段階	非正規ソフトウェアを使用する企業との和解の結果、刑事訴訟は行わず、民事事件として提訴した。1,400万バーツ（約4,500万円）の損害賠償請求をしたところ、裁判所は全額の支払いを認め、さらに訴訟費用50,000バーツ（約16万円）の支払いを被告に命じた。

注釈：ソフトウェア著作権侵害事件の場合、非正規ソフトウェアを使用していた違反者と提訴前に和解することが必須となる。一般的に、和解とする場合には、強制捜査で発見されたソフトウェアの正規品の購入と、過去に使用した非正規ソフトウェアに対する損害賠償の支払いを和解条件に入れることが好ましい。上記の事例⑦では、提訴前の和解によって権利者は刑事告訴を行わなかった。

【事例⑧】 著作権侵害

被害者（権利者）	ドイツ人
業種	彫刻
侵害された商品	彫刻作品
調査段階	-
警告書の送付の有無	-
裁判段階	-
法的措置と仮差し止め	ドイツ人の芸術家による彫刻作品がタイ企業による侵害された。タイ警察は侵害者の工場を強制捜査し、59体の彫刻品（完成品）と未完成品を押収した。検察官は工場にいた女性に対し刑事提訴し、ドイツ人の芸術家は共同被告として申請した。被告は容疑を否認した。原告は、被告がその侵害行為を知っている、又は知り得たことを証明する十分な証拠を提示できなかったことから、知的財産及び国際取引中央裁判所は原告の請求を棄却した。その後原告が最高裁へ上訴したところ、最高裁は下級審の判決を覆し、被告が原告の著作物を故意に改変する意思を持ち販売提供したとして、被告に罰金刑を科した。

以上